

資料編

1. 計画策定の経過

開催日	会議等	内容
令和5年5月25日	令和5年度第1回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の変更について ②第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ③釜石市幼児教育振興プランの進捗状況 ④第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画 重点プロジェクトの進捗状況 ⑤その他
令和5年11月21日	平成30年度第2回釜石市子ども・子育て会議	①第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について ②こども家庭センターの設置について ③「こども施策」の実施について ④保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の実施について ⑤第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画 重点プロジェクトの進捗状況 ⑥その他
令和5年12月	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	[調査対象] 723世帯 [調査方法] 郵送・施設を通じて [調査期間] 12月4日～12月18日
令和6年1～2月	保育サービス等に関する調査	[調査対象] 18施設 [調査方法] E-mail [調査期間] 1月23日～2月6日
令和6年2月29日	令和5年度第3回釜石市子ども・子育て会議	①委員長、副委員長の選任 ②特定教育・保育施設の利用定員の変更について ③小規模保育事業所の設置者の変更について ④釜石市こども家庭センターについて ⑤第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画の重点プロジェクトの見直しの検討について ⑥その他
令和6年7月19日	子ども・子育て支援に関するヒアリング調査	[調査対象] 教育・保育施設の代表者 [調査方法] ワークショップ
令和6年6月5日	令和6年度第1回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の廃止等について ②特定教育・保育施設の利用定員の変更について ③第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ④釜石市幼児教育振興プランの進捗状況について ⑤釜石市の子育てを取り巻く状況 ⑥ニーズ調査結果の概要について ⑦こどもの生活状況調査の実施について ⑧その他

開催日	会議等	内容
令和6年6~7月	子どもの生活状況調査	[調査対象] 小学5年生 177人 中学2年生 172人 保護者 349人 [調査方法] 学校を通じて [調査期間] 12月3日~12月17日
令和元年10月11日	令和6年度第2回釜石市子ども・子育て会議	①釜石市子どもの生活状況調査結果の概要について ②第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画及び釜石市幼児教育振興プランの評価と第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ③その他
令和7年1月30日	令和6年度第3回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の変更について ②第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画の素案について ③その他
令和7年3月24日	令和6年度第4回釜石市子ども・子育て会議	①第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画について ②その他

2. 釜石市子ども・子育て会議条例

釜石市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として釜石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力要請)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 釜石市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日

区分	氏名	所属・役職等
子どもの保護者	※藤原伸哉	
	※鈴木ゆりえ	
	佐々木江利	
	平松寿偉	
	八幡英貴	
	木村仁寿	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	松岡公浩	幼稚園型認定こども園正福寺幼稚園 園長
	藤原けいと	かまいしこども園子育て支援センター センター長
	※八幡雅子	釜石保育会 会長（鵜住居保育園 園長）
	※植田志津子	小規模保育事業所 スクルドエンジェル保育園かまいし園 園長
	芳賀睦美	県立釜石病院つくし保育所 園長
	佐々木晴美	釜石市上中島児童館 統括主任
	高橋仁美	釜石保育会 会長（神愛こども園 園長）
	赤崎成子	小規模保育事業所 虹の家 施設長
事業主・労働者を代表する者	※伊東公一	松草塗装工業 株式会社 代表取締役
	菊池利行	連合岩手釜石・遠野地域協議会 事務局長
	○藤原伸哉	特定非営利活動法人 障がい者自立センターかまいし 代表理事
子どもに関わる地域活動を行う者	◎福成菜穂子	小さな風
	委原豊	一般社団法人 三陸駒舎 理事
	佐藤奏子	海と子どもの未来プロジェクト実行委員会 共同代表

◎は委員長 ○は副委員長 ※は任期が令和4年1月1日～令和5年12月31日

(敬称略・順不同)

事務局：釜石市こども家庭課

所属	職名	氏名
釜石市保健福祉部	部長	鈴木伸二
釜石市保健福祉部こども家庭課	課長	村山明子
同上	主幹	前川奈津江
同上	こども家庭センター長補佐	松下智子
同上	課長補佐兼子育て支援係長	菊池喜子
同上	子育て支援係 課付係長	芳賀沙織

